

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会  
「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する  
ワーキンググループ（第1回）議事録

日 時：令和2年8月20日（木）  
15：00～17：00  
場 所：ウェブ会議

〔出席者〕

（委員）石井委員，夷石委員，仙田委員，戸田委員，松岡委員，ヤン委員（計6名）  
（文化庁）柳澤国語課長，津田地域日本語教育推進室室長補佐，増田日本語教育調査官，  
北村日本語教育日本語教育専門職，松井日本語教育日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 資料1 ワーキンググループの設置について
- 資料2 日本語教育小委員会（第20期）における審議内容について
- 資料3 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方について
- 資料4 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について（案）
- 資料5 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する調査研究概要（案）

- 参考資料1 日本語教育小委員会における審議について「11の論点」
- 参考資料2 論点4「カリキュラム案等の活用について」
- 参考資料3 「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案について 概要
- 参考資料4 「日本語教育の参照枠」一次報告（案） 概要
- 参考資料5 日本語教育関係の閣議決定等（抜粋）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 令和2年5月21日付け文化審議会国語分科会日本語教育小委員会決定に基づき，戸田委員が座長に互選された。
- 3 議事2「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定について」に基づいて，資料2「日本語教育小委員会（第20期）における審議内容について」，資料3「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方について」，資料4「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について（案）」，資料5「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する調査研究概要（案）」について説明を行った後，意見交換を行った。
- 4 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

戸田座長

座長に推薦いただきました戸田です。日本語教育に携わる者として，外国につながる方々が日本社会の一員として，それぞれの立場で自立した生活を送るために必要な日本語とは何なのか，何をどうやって教えればよいのか，日本語教育以外の方々との連携をどう図ればよいのか，日々考えております。

このたび本ワーキンググループで，教師，支援者の方々にとっては，学習者のためのプログラムを編

成する基礎となり、あるいは、学習者にとっては行動達成の目標となり、これまで多くの方々が作ってこられた「標準的なカリキュラム案」を今の状況も踏まえて見直し、皆様と改定を考えていくことは非常に責任のある仕事だとの身の引き締まる思いでございます。何とか座長を務めてまいります。皆様、御発言・御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

北村日本語教育専門職

開会に当たりまして、7月に着任いたしました国語課長の柳澤より御挨拶を申し上げます。

柳澤課長

国語課長の柳澤でございます。「生活者としての外国人」に対する「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの第1回会議に当たりまして、御挨拶させていただきます。

本日は御多用のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は、文化庁国語課長に7月28日に着任をいたしました。前職では、学校教員の免許、教員養成、研修等に携わっておりましたので、日本語教育機関、地域の日本語教室との関係も深い部署だったと感じています。これまでの知見も活用して、努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日本語教育に関しては、最近非常に大きな動きがございます。ここ1年間だけでも、「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、基本方針)の閣議決定、更には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改定などがありました。特に基本方針においては、「日本語教育の参照枠」を踏まえて、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(以下、標準的なカリキュラム案)に関して、文化審議会国語分科会において検討を行い、その改定を行うということが明示をされています。

このような流れを受けまして、今期の日本語教育小委員会におきましては、本ワーキンググループで取り扱う「標準的なカリキュラム案」の改定のほかにも日本語教育の参照枠を踏まえた日本語能力の判定基準についても御審議いただいています。いずれも我が国に在留する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備という観点で非常に重要な動きであると感じております。

本ワーキンググループにおける「標準的なカリキュラム案」の改定の審議は、今期から2年間程度を予定していると承知しております。限られた時間の中ではあり、新しい課題に取り組んでいくため、難しさも感じていますが、戸田座長の先ほどお話もありましたように、今の時代の社会のニーズに応える重要な仕事であると考えております。我々事務局一同、精いっぱいやらさせていただきますので、是非充実した御審議をお願いいたします。

北村日本語教育専門職

本日の議事を御説明いたします。議事次第を御覧ください。議事(1)座長の選出については、先ほど戸田座長が選任されました。次に、議事(2)ですが、「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定について御議論をいただき、その後、連絡事項等の後、閉会といたします。

続いて、配布資料についてです。資料は、資料1から5、参考資料1から5となっています。本日は、第1回目の会議となりますので、委員に一言御挨拶をいただきます。

資料1「ワーキンググループの設置について」を御覧ください。日本語教育小委員会で承認されましたワーキンググループ設置のための資料となります。2ページ目の下に本ワーキンググループの名簿がございます。委員の皆様におかれましては、本ワーキンググループの開始にあたり、一言御挨拶をお願いいたします。

石井委員

石井でございます。東京女子大学にあります。「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」、これはなかなか難しいことありますが、とても大事なものと考えております。今期の委員の皆様、大変力のある方たちが参加していただきまして、とても心強く思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

戸田座長

公益社団法人国際日本語普及協会の戸田佐和でございます。石井委員がおっしゃったように、この「標準的なカリキュラム案」がこれまで多くの方々が使ってこられたものですが、これを今般の状況も踏まえて見直すということは、非常に責任のある重要な仕事だと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

松岡委員

岩手大学の松岡です。スケジュールがかなりタイトだと伺っていますので、できる限り力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

夷石委員

国際交流基金日本語国際センターの夷石寿賀子と申します。このたびは、こういった大きなお仕事に参加することに緊張はしておりますが、精いっぱい務めさせていただきますので、委員・事務局の皆様、よろしくお願いいいたします。

仙田委員

公益財団法人しまね国際センターの多文化共生推進課長を務めております仙田と申します。私は、地域国際化協会で、実際に「生活者としての外国人」の方たちに日本語教育の実践を行う立場から関わらせていただいております。どうぞよろしくお願いいいたします。

ヤン委員

皆さん、こんにちは。群馬県立女子大学地域日本語教育センター・専任講師のヤン・ジョンヨンと申します。「標準的なカリキュラム案」が2010年に取りまとめられたときから非常に注目して、実際に地域で活用もしてきています。今回改定ということで、地域の日本語学習支援者の方も、参照しやすい形になればと思っています。よろしくお願いいいたします。

北村日本語教育専門職

ありがとうございました。土井佳彦委員ですが、本日は、用事のため御欠席となっております。それでは、ここからは進行を戸田座長にお願いしたいと思っております。

戸田座長

それでは議事の二つ目、「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定について議論したいと思います。まず、本ワーキンググループの進め方について確認したいと思います。資料1「ワーキンググループの設置について」を御覧ください。本ワーキンググループは、5月21日の日本語教育小委員会で設置が決定されました。そして、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の「標準的なカリキュラム案」についての改定に向けた検討を行うことを目的として議論していくこととなります。資料2以降の説明につきましては、事務局からお願いいたします。

北村日本語教育専門職

事務局より資料の説明をさせていただきます。まず、資料2「日本語教育小委員会（第20期）に

おける審議内容について」を御覧ください。こちらは第20期日本語教育小委員会における審議内容をまとめたものです。「1. 今期の審議事項」に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」で取りまとめられた11の論点のうち、以下の二つの検討を行うという記載があります。

一つ目が「論点3. 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」、二つ目が「論点4. カリキュラム案等の活用について」ということで、今回、この二つ目の論点を議論するというところでこのワーキンググループが設置されております。

続きまして、下の2. スケジュールを御覧ください。こちらは国語分科会や日本語教育小委員会のスケジュールが書かれております。

その隣、日本語能力の判定基準に関するワーキンググループ、そしてその隣が、標準的なカリキュラム案改定に関するワーキンググループのスケジュールとなっております。本日が第1回ワーキンググループとなり、第2回が1月頃をめどに開催したいと考えており、今期は年2回の開催となっております。同時進行で調査研究を実施し、そこでも議論を行いながら進めていきたいと考えております。

続きまして、資料3「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方について」を御覧ください。

丸一つ目の経緯を御覧ください。平成22年に国語分科会において、「標準的なカリキュラム案」が取りまとめられました。そして、平成25年に設置されました論点整理に関するワーキンググループにおいて、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していくときの検討材料として、論点が11に整理されました。この論点4として、「カリキュラム案等の活用について」が示されております。

現状と課題ですが、国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、国語分科会で策定されました「標準的なカリキュラム案」が活用されておりますが、日本語の熟達度を示すレベルや言語活動別の詳細な能力記述は示されておられません。

また、「標準的なカリキュラム案」に示されました「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、社会状況の変化を鑑みまして、見直しを含めた検討が必要だと考えております。

目的について、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提として、自立した言語使用者として生活できるようにするため、「標準的なカリキュラム案」の改定を行うこととしました。

方法としましては、日本語教育小委員会での審議と並行しまして、ワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行うこととしています。審議における参考としまして、調査研究を実施し、その結果を踏まえて検討をいたします。検討事項としては四つ、こちらに書かれておりますので説明させていただきます。順番に、(1)「標準的なカリキュラム案」におけるレベルについて、(2)「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例について、(3)「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素について、(4)「標準的なカリキュラム案Can do」の作成についてです。資料3の説明は以上となります。事務局からは。

戸田座長

ありがとうございます。進め方について、御質問等よろしいでしょうか。

続きまして、本ワーキンググループの前提となる論点4「標準的なカリキュラム案」等の活用についての「生活者としての外国人のための標準的なカリキュラム案」の内容について確認しておきたいと思っております。事務局から説明をお願いいたします。

北村日本語教育専門職

それでは、内容の御説明をさせていただきます。ここからは参考資料の1から3を使いまして御説明をさせていただきます。では、論点4について御説明を始めます。参考資料1「日本語教育小委員会における審議について」を御覧ください。

11の論点を挙げられた経緯については、先ほど御説明をいたしました。その中で、報告書には論点11までが示され、このうち論点4について今回議論を始めます。

これまでの検討状況としましては、これらの論点に基づきまして、平成26年より「論点7・日本語教育のボランティアについて」、「論点8・日本語教育に関する調査研究の体制について」検討しまして、平成28年に報告が取りまとめられております。平成28年からは、「論点5・日本語教育の資格について」、「論点6・日本語教員の養成・研修について」審議を行い、平成30年に報告が取りまとめられています。平成31年には改定版が作成されました。さらに、令和2年には「日本語教師の資格の在り方について」という報告が取りまとめられております。

今期の審議予定としましては、左のうち論点3、論点4について検討を開始します。それでは、続きまして参考資料2を御覧ください。「論点4 カリキュラム案等の活用について」というタイトルの資料です。こちらは、論点4の記載を報告書より抜き書きしたものとなっています。

国語分科会が取りまとめたカリキュラム案等は、いずれも地域の日本語教育の内容及び方法に関して国が参考として提供するものであり、各地域ではこれらを参考にしてそれぞれの実情に応じた日本語教育が実施されることが期待されます。

しかしながら、このカリキュラム案等については、更に活用されるような工夫が必要ではないかという指摘もあります。カリキュラム案等については、これまでも文化庁のホームページに掲載するとともに、様々な会議や研修会等の場で説明が行われております。今後、五つの成果物を地域の日本語教育を推進していく上での一つの「よりどころ」として一層活用されるよう、その周知に更に工夫を加えるとともに、生活者事業等の文化庁の事業の実施を通じてカリキュラム案等の効果を検証し、改善につなげ、再び提供するというPDCAサイクルを構築していく方策について検討する必要があり、今回、この論点4に基づいて議論を開始するという御説明でございます。

続きまして、参考資料3「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案について概要を御覧ください。先ほど来、「標準的なカリキュラム案」と何度も申し上げておりますが、その中身について確認をしておきたいと思えます。

まず、基本的な考えです。「生活者としての外国人」に対する日本語教育ですが、対話による相互理解の促進及びコミュニケーション力の向上を図り、「生活者としての外国人」が日本語を使って社会生活へ参加できるようになることを目指しております。「標準的なカリキュラム案」は、その具体的な内容やプログラムの検討・作成する際の基となるものとされており。

標準的なカリキュラム案が示す内容はあくまでも「標準的な内容」であり、各地域で日本語教育を行う際は、工夫を加え、地域の実情、外国人の状況に応じたプログラムを編成することが必要と書かれています。

続いて内容です。生活の基盤を形成する上で必要不可欠であると考えられる生活上の行為の事例、そこで必要となる日本語学習の項目・要素・関連する社会・文化的な情報などから構成されています。具体的には、「来日間もない外国人が生活上の基盤を形成するために必要であると思われるもの」として、「生活者としての外国人」が日本語で行うことが期待される「生活上の行為の事例」、下の点線の四角に具体的に書いてありますが、こちらと「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素（能力記述、場面、やり取りの例、機能、文法、語彙、4技能）」や、「生活上の行為を行う上で必要となる社会・文化的情報（地震や台風、電気・ガス・水道の使用開始に関する手続等の情報）」を取り上げております。

2ページ目を御覧ください。(3)想定している利用者です。各都道府県、市町村における日本語教育の担当者等、各地域において日本語教育のコーディネーターの役割を果たす皆さんに活用していただくことを想定しています。

その他にも、各都道府県、市町村において、日本語教育の施策、事業や企画を行う人、教室活動を行う人に利用されることを想定しております。

続きまして、「2.日本語教育小委員会における検討とその成果物」についてです。こちらに「5点セット」とありますが、その御説明もしていきたいと思っております。

文化庁では、日本語を母語としない住民の学習のニーズが高まっていることを踏まえ、国語分科会の下に日本語教育小委員会を設置し、施策に関する検討を行ってまいりました。

日本語教育小委員会では、日本語教育に関する課題の把握を行い、平成20年には「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備や内容の改善について検討をいたしました。そして、平成21年には、「国語分科会日本語教育小委員会における審議について - 日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討 - 」の取りまとめを行いました。

その後、平成21年に取りまとめられました「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等に基づき、「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの実際のための5点セットとし、指導力評価、カリキュラム案、ガイドブック、教材例集、能力評価と5冊、報告書が取りまとめられております。

2ページ目に戻ります。今御説明いたしました5点セットは、全て下に書かれております目的に沿って作成されております。目的は、言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになること、目標としまして四つ挙げております。まず、日本語を使って、「健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること」、「自立した生活を送ることができるようにすること」、「相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること」、「文化的な生活を送ることができるようにすること」、以上の四つが目標となっております。

これらは必ずしも全てそのまま使うのではなく、必要部分を選び出し工夫を加え、地域の実情に合わせて活用することができるとされております。事務局からは。

戸田座長

ありがとうございます。更に、本ワーキンググループの検討においては、令和2年6月に日本語教育小委員会から示された「日本語教育の参照枠」一次報告（案）の内容を踏まえて、改定に取りかかる必要があると思っております。ここで簡単に要点を確認しておきたいと思っております。事務局から説明をお願いいたします。

松井日本語教育専門職

事務局から「日本語教育の参照枠」について御説明いたします。説明に用いる資料は、参考資料4「日本語教育の参照枠」一次報告（案）概要」となります。加えて、委員の先生方におかれましては、「日本語教育の参照枠」の本冊も御覧いただければと思います。

まず、「日本語教育の参照枠」とは何かということについて御説明いたします。参考資料4の上の青い枠の中を御覧ください。

「日本語教育の参照枠」とは、ヨーロッパ言語共通参照枠（以下、CEFR）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みとしております。この参照枠の対象となる方は、日本語教育に関わる全ての方ということですので、日本語教師、学習者だけにとどまらず、地域の日本語教育のコーディネーションをする方、ボランティアの皆さん、又は、日本語教育を行う企業等、事業所等の日本語教育の担当の方、もしくは、日常的に外国人に接する様々な方、これらの方々を対象とした枠組みとして示しているものです。

青枠横、右側ですが、灰色の四角の枠の中で示しているものは、言語教育観の柱として三つの考え方を示しています。一つ目は、学習者を社会的存在として捉えるということ、こちらCEFRの考え

方を参考にして示しているものでございます。二つ目は、言語を使って「できること」に注目するということと、あと三つ目としては、多様な日本語使用を尊重するというを示しております。

さらに、参照枠における言語活動としては、五つの言語活動を示しております。目指すものの下の枠になりますが、聞くこと、読むこと、話すことは二つ、「やり取り」と「発表」という内容、最後に書くことの合計五つの言語活動を示しています。話すことの「やり取り」は一般的な会話のようなものを想定しております。続いて「発表」というのは、学習場面におけるプレゼンテーションや発表にとどまらず、一つのまとまりのある内容を話すことを想定しています。CEFRの翻訳では「表現」と分類されているものですが、「日本語教育の参照枠」においては一般にも分かりやすい表現を目指すということから「発表」としています。

続きまして、五つの言語活動の下の部分になります。期待される効果についてですが、効果としては、一つ目、生活・就労・留学等の分野別の能力記述文が開発され、具体的かつ効果的な教育・評価が可能になるということです。様々な分野で日本語教育が展開されるに当たって、それに適した評価の目安が示されるということです。二つ目としては、日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標による評価が可能となり、国内外の試験間の通用性が高まるということでございます。三つ目、国や教育機関を移動しても適切な日本語教育を継続して受けることができる。共通の指標を用いることにより、教育、学習の場が移動しても共通の指標で評価ができ、かつ学び続けられる。このようなものを期待される効果として挙げております。

続きまして、一次報告案の構成についてですが、こちらは参考資料4の左側「日本語教育の参照枠」一次報告案の構成というところを御覧いただきたいと思っております。

日本語教育の参照枠として示す範囲としては、CEFRのものを参考にいたしまして、全体的な尺度というものがございます。これはすぐ右側のA1からC2まで六つのレベルで示したレベルがございまして、これが報告案の指標としては一番大きなものになります。

その次は、言語活動別の熟達度といいますが、先ほど御説明した五つの言語活動に基づいた、六つのレベルにおける、できるようになることを示した表がございまして。これを二つ目の表として示しております。こちらはCEFRにおいては自己評価表と呼ばれているものでございます。

その下に位置しますのが能力記述文、一般にCEFR Can doと呼ばれるものを示しております。

そのほかには、日本語特有の特徴である漢字の扱いなどについても、これから取り組むべき課題等が示されております。

ここまでが日本語教育の参照枠として示す範囲ではございますが、その下に分野別の能力記述文という文言があります。「日本語教育の参照枠」一次報告案では、領域別の能力記述文と示しておりますが、後で説明する、意見募集で頂いた意見の中に、「領域」という言葉はCEFRのいわゆるドメインという用語との混乱があるので修正した方がいいという御意見を多数いただきましたので、こちらは「分野別の能力記述文」に修正しております。この分野別の能力記述文というのは、下に示したとおり、生活であるとか就労であるとか留学であるとか、その他、様々な分野ごとの能力記述文をCEFRの指標に対応付ける形で示していくという構成になっております。

標準的なカリキュラム案に関しては、この領域別の能力記述文に当たるところになりまして、分野で言えば生活Can doに分類されるものです。この分類については、整理として示しているものであり、一対一対応で、これは生活、これは就労、これは留学というように対応するものではありません。あくまでも分類の概念として示しているものでございます。

その下に個別の団体・教育機関等が自由に作成する現場Can doというものがああります。標準的なカリキュラム案Can doを整備することによって、その後様々な地域の日本語学習場面において、標準的なカリキュラム案のCan doを基にしたCan doを自由に作っていただけるようなものを示していきたいと考えております。

これが日本語教育の参照枠の概要です。今後の検討課題としては、一次報告として出したものでございますので、この中では扱いきれていないものもございまして。

一つは、能力記述文のさらなる収集です。本ワーキンググループで作成を検討していただく能力記述文を豊かなものにしていくということがございます。さらに、作成した能力記述文について、レベルや書きぶりが妥当であるかどうかという検証も必要です。さらに、日本語教育の参照枠に関連した日本語能力判定テストへの関連づけの方法を示すことも必要であろうと考えております。

そのほか、ポートフォリオのひな形を示すということも非常に重要でありますし、将来的には各レベルの文法・語彙リストの整備も必要になってくるであろうと考えております。また、教師の支援ツール、参照枠に基づいたカリキュラム作成及び評価のための手引き等も整備が必要です。

加えて、学習者のための支援ツール、利用ガイドの作成や自立学習を支援するための教材モデル等も必要であろうと思っております。あとは広報素材も必要であろうと考えられますし、利用者間の成果物を共有するためのポータルサイトの開発なども今後進めていけたらと考えております。

ここまでが「日本語教育の参照枠」の説明です。続きまして、標準的なカリキュラム案Can doについて、簡単に説明させていただきます。日本語教育の参照枠の参考資料3「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案について 概要」に、「標準的なカリキュラム案Can do一覧(試案)」というものがございます。こちらは先生方にお配りしているお手元の本冊をばらばらと御覧いただければと思いますが、標準的なカリキュラム案Can do一覧というものは、昨年度、日本語教育の標準に関するワーキンググループにおいて、国際交流基金の協力を得て作成いたしました。標準的なカリキュラム案Can doは、もちろん標準的なカリキュラムに基づいた能力記述文です。A 1 から B 2 まで全部で132のCan doがございます。A 1 レベルが49、A 2 が67、B 1 が14、B 2 が二つですので、A 2 を中心としてA、B レベルの能力記述文が中心になっております。

言語活動別にCan doの数を挙げますと、聞くことが7、読むことが32、話すこと(やり取り)が82、話すこと(発表)が2、書くことが9となっております。標準的なカリキュラム案は、在住外国人の方が最低限必要な言語行動を中心に編成されているので、やり取りが中心になってくるかと思われる、そのようなカリキュラム案の内容を反映した言語活動別の能力記述文の数になっております。言語活動別のバランスについても、本ワーキングで検討いただければと思います。以上が標準的なカリキュラム案Can doの御説明となります。

今後、日本語教育の参照枠については、意見募集が終わりまして、9月10日の日本語小委員会でいただきました意見について検討し、反映させますと「一次報告案」の「案」が取れまして、「一次報告」となる予定でございます。

日本語教育の参照枠の説明に関しては、以上でございます。

戸田座長

ありがとうございました。それでは、「日本語教育の参照枠」一次報告の案について御意見は、いかがでしょうか。

仙田委員

先ほど御説明の中で、カリキュラム案と参照枠について、一つ理解できなかったのですが、御説明の中では、カリキュラム案Can doを整備することによって、参照枠の生活Can doを充実させていくというお話があったのと同時に、参照枠に基づいた分野別のCan doを整備していくというお話もあったので、その辺りの関係性をもう少し教えていただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。

松井日本語教育専門職

ありがとうございます。標準的なカリキュラム案Can doというものは、先ほど説明させていただきました参考資料4の分野別の能力記述文の生活Can doに当たるという部分になるかと思っております。この生活Can doというものは、参照枠として示す範囲の全体的な尺度や、言語活動別の熟達度、C E F R Can doの尺度とレベルと内容と関連している、対応づけられているものを作る予定ということで



す。関連しているというのは、六つのレベルに基づいて、ある一定の書き方に基づいたCan doを整備するという意味でございます。

生活Can doというものが整備して示されますと、その下、現場Can doというもの、これがそれぞれの地域の日本語教育の地域だけにはとどまりませんが、日本語教育の現場において、様々なCan doの作成が進むのであろうと予想しております。標準的なカリキュラム案Can doというものを基に、地域日本語教育でいえば、それぞれの地域の皆さんが、標準的なカリキュラム案Can doを一部書き換えるような形で、現場Can doというものを作っていただければと考えております。

仙田委員

確認ですが、参考資料4に書かれている生活Can doの場所に当たるものが、今回、改定を検討するカリキュラム案の中で扱っていくCan doとなるという理解でよろしいですか。

松井日本語教育専門職

はい。

仙田委員

分かりました。

戸田座長

他に御質問ございませんか。よろしければ、続きまして、本ワーキンググループでこれから議論する「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定について、資料の説明をお願いいたします。

北村日本語教育専門職

資料の4と5を使って御説明いたします。まず、資料4を御覧ください。「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について（案）という資料です。こちらには、「1．現状」、「2．課題」、「3．検討事項」、「4．検討方法」、「5．想定される成果物」と5項目記載をさせていただきました。

まず、一つ目の現状について確認をさせていただきます。我が国に在留する外国人は、293万人と過去最高を記録し、人口比も2%を超えて増加傾向にあります。在留外国人の中長期的な滞在及び定住化の傾向が進み、来日当初、基本的な生活上の基盤を形成するために必要となる日本語のみならず、子育てや就労等に必要となる日本語が求められるようになっていく。丸の二つ目です。国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、平成22年に国語分科会で策定された「生活者としての外国人」に対する「日本語教育の標準的なカリキュラム案について」が活用されています。丸の三つ目、「標準的なカリキュラム案」は、「基本的な生活基盤を形成するために必要であり、生活にかかわり緊急性があるもので、やり取りが複雑でないと考えられるもの」と、「その際、情報として知っておく必要があると考えられるもの」、この二つが生活上の行為の事例の中から121事例選ばれております。さらに、その121事例については、「生活上の行為の事例に対する学習項目の要素」として、「能力記述」「場面」「やり取りの例」「機能」「文法」「語彙」「技能」が示されております。

委員の先生方には標準的なカリキュラム案をお渡ししていますが、その12ページ、13ページが、121事例選ばれました「生活上の行為の事例」の一覧、14ページからが、「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」が示されたものとなっておりますので、例として御覧いただければと思います。

続きまして、丸の四つ目、地域における日本語教育を担う人材については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」が平成31年3月、国語分科会において示されており、

この中で、地域日本語教育コーディネーター、「生活者としての外国人」に対する日本語教師（初任）、日本語学習支援者等の役割・段階・活動分野によって整理され、示されております。続いて、丸の五つ目になります。特定技能の在留資格が新設されたことにより、就労を目的とした在留外国人が増加することが予想され、入国要件等に一定の日本語能力が課せられるようになりました。丸の六つ目、さらに最近では、日本語教育小委員会において、CEFRを参考にした「日本語教育の参照枠」一次報告案が示されております。このページの最後の丸です。「日本語教育の推進に関する法律」に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が令和2年6月に閣議決定されており、ここでは、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身につけ、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされ、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行うこと。そして、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、「標準的なカリキュラム案」について検証を行い、改定を行う」とされております。以上が現状です。

続いて、2の課題を御覧ください。「標準的なカリキュラム案」に示されました「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、平成22年に策定されたものであることも考慮しまして、社会状況の変化を鑑みまして、見直しを含めた検討が必要である。丸の二つ目、在留外国人の定住化の傾向を踏まえ、子育てや就労に関する日本語教育が求められると考えられますが、標準的なカリキュラム案には、それらの項目に基づいた「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」が挙げられておりません。丸の三つ目、「標準的なカリキュラム案」では、日本語の熟達度を示すレベルは示されておられません。A2相当と考えられている特定技能等の一定の日本語能力を身につけた上で来日する外国人も増えてくることを想定すると、学習の目安となる日本語のレベルを示す必要があるのではないかと感ぜられます。丸の四つ目、「標準的なカリキュラム案」では、教材例集は示されているものの、5点セットの一つとして示されておりますが、具体的な教育内容や教材は、地域の実情に合わせて設定・作成することが求められております。しかし、地域によっては、日本語教育人材の不足等によって、教材の作成が難しいといった声が聞かれております。

外国人の生活に必要な日本語教育の内容等は、標準的なカリキュラム案のほか、国際交流基金日本語国際センターが開発した「生活日本語Can do」があります。生活分野別の日本語教育は、国内・海外にかかわらず学習されることから、日本語教育の参照枠を踏まえて連携を取る必要があると考えられます。

「3. 検討事項」についてです。「(1)「標準的なカリキュラム案」におけるレベルについて」では「日本語教育の参照枠」一次報告案で提示された「標準的なカリキュラム案Can do」(試案)のレベル分けを参照としましたレベルの検討を行うことが言及されております。続きまして、「自立した言語使用者」に相当するレベルの検討、「(2)「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例について」では、現行の生活上の行為の事例の見直し、「子育て・教育を行う」「働く」の生活上の行為の事例の追加を想定しております。「(3)「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素について」では、「能力記述」「場面」「やり取りの例」「機能」「文法」「語彙」「4技能」の学習項目の要素の見直しを行う予定です。「(4)「標準的なカリキュラム案Can do」の作成について」では、生活上の行為の事例に基づくCan doの追加・見直し「子育て・教育を行う」「働く」の生活上の行為の事例に基づくCan doの作成を行う見込みです。

続いて「4. 検討方法」ですが、このワーキンググループで検討されました検討事項に基づいて、調査研究を実施する予定です。その結果を基に、標準的なカリキュラム案の改定について準備を進めていきたいと考えております。調査期間は9月から3月を予定しております。

想定される成果物としましては、日本語教育の参照枠の分野別の能力記述文「生活Can do」に収録されるCan doの提示、そして「(2)生活Can doに基づいた標準的なカリキュラム案の提示」を予定しております。

続いて、資料5「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する調査研究概要(案)」を御覧ください。こちらは、調査研究の概要をまとめたものです。丸の一つ目を御覧ください。目的ですが、日本語教育の参照枠を踏まえて、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要となる生活上の行為の事例を収集し、「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた基礎資料とすることとしています。期間は先ほど申し上げたとおり、9月から3月を予定しております。内容については、昨年度から取りまとめが始められました「日本語教育の参照枠」一次報告(案)と「標準的なカリキュラム案Can do(試案)」を参考に、レベルの検討を行ってまいります。また、検討の結果、今、含まれておりません「生活上の行為の事例」を複数の調査手法により収集いたします。併せて、生活上の行為の事例を基にCan do作成を実施いたします。

具体的な手順は、下に(1)から(6)で示しております六つです。一つ目は、現行の「生活上の行為の事例」の精査です。こちらは、現行のカリキュラム案に収録されている「生活上の行為の事例」を、現状に照らし適切であるか精査するということとを予定しています。二つ目、レベルの検討。こちらは、「日本語教育の参照枠」と「標準的なカリキュラム案Can do」を参考にレベルの分析を行います。三つ目、こちらは先行研究に基づく文献調査を予定しております。「生活者としての外国人」を対象にした先行研究がいくつかありますので、こちらを参照いたしまして、追加すべき項目を調査したいと考えております。四つ目、実態調査です。こちらは、実際に生活者としての外国人を対象とした教育を実施している団体に協力を募りまして、追加すべき生活上の行為の事例の収集を実施しようと考えております。五つ目、(3)(4)の調査の分析です。こちらは文献調査等実態の調査を参考に、将来的に盛り込んでいこう事例を選定するとともに、生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素として整備をしたいと考えております。(6)、(5)による分析結果を踏まえたCan doの作成です。上の(5)で整備いたしました生活上の行為の事例とCan doを参考にいたしまして、追加する候補のCan doを作成いたします。その他としては、ワーキンググループの意見を頂きながら実施するという事です。

戸田座長

資料に沿って検討を進めていきたいと思いますが、まずは資料4「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について(案)」の一つ目、現状、二つ目、課題については、いかがでしょうか。

仙田委員

課題のところですが、四つ目の課題に挙げられていることの中で、教材の作成が難しいといった声が聞かれるというのが挙げられています。その後の検討事項に入ってしまうのですが、これに対応した検討事項というのはどこで受けたことになるのかをお伺いしたいと思います。あと、もう一つ、併せて教材について関係することをお伺いします。今までにも、現行のカリキュラム案を基にして様々な教材などが作られており、文化庁が運営する日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)にも掲載されています。その辺りが今回の改定でどのような影響があるのか、お聞かせいただけたらと思います。

北村日本語教育専門職

まず、2. 課題の四つ目の丸の教材の作成が難しいといった声が聞かれるという部分についてですが、資料4「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討について(案)」3ページ目の想定される成果物というところを御覧ください。(1)「日本語教育の参照枠」の分野別の能力記述文「生活Can do」に収録されるCan doの提示、そして、それに基づいたカリキュラム案の提示とありますが、ここには書いておりませんが、この二つが終わりましたら、教材を作成に向けた準備が整うということになりますので、これが終わりましたら、そういった教材や、

6月公開の日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」等も標準的なカリキュラム案に基づいております。それらの修正を行って徐々に改定された「標準的なカリキュラム案」合わせていくことを考えております。

続いて、二つ目の御質問ですが、現行、文化庁の事業で作成されました教材、地域で実践されている「生活者としての外国人」に対する日本語教育については、「標準的なカリキュラム案」を参考にいただいています。今後、生活Can doが整うということと、それに基づいたカリキュラム案が提示されましたら、そちらを新たに参考にさせていただくことを想定しています。現行あるものについても、カリキュラム案を参照していただくということになります。

#### 夷石委員

課題の最後の丸で、国際交流基金のJF生活日本語Can doを挙げていただいておりますが、JF生活日本語Can doと今回のCan doに関して連携を取る必要があるという記述がありますが、その連携のイメージをお教えいただければと思います。

#### 北村日本語教育専門職

JF生活日本語Can doとどのように連携するかという点ですが、今回想定される成果物である生活Can doをそろえていくと御説明しました。その際に、JF生活日本語Can doについても参照させていただきつつこの生活Can doを構成したいと考えています。御知見は国際交流基金の方が豊富だと思いますので、その成果も参考とさせていただきながら、生活Can doをそろえていきたいと考えております。

#### 松井日本語教育専門職

補足します。連携という意味では、「標準的なカリキュラム案」Can doの中には、一部、JF生活日本語Can doと共通するものが含まれています。これは国際交流基金で作成していただいたもので、文字面上は同じCan doですが、一方で、標準的なカリキュラム案Can doでもあり、JF生活日本語Can doでもあるというものがああります。そういった意味での連携を取りながら、新たに開発するCan doに関しても、質的に同じようなものができるように開発を進めていけたらと思っています。

#### 夷石委員

ありがとうございます。今、報告にありました、一次案に入れていただいたCan doの中に同じCan doが入っているということを改めて確認したかった点でもありましたので、承知しました。ありがとうございます。

#### ヤン委員

まず、今回の改定において、レベル付けを行い、教材化につなげていくことは非常にいいことだと思っています。特にレベルに関しては、現場でいわゆる初級、中級、上級というのが分からないという声を聞いています。生活Can doで今後示されていくと思うので、その現場の声には対応できるということは理解しました。1点心配なのは、今回、改定されたものの実際にユーザーとなる方々が、必ずしも地域日本語教育コーディネーターや日本語教師等の日本語教育に知見を持つ人だけではないという点です。そういった日本語教育の専門性を持たないが、地域日本語教育を推進していく上で欠かせない行政の職員や現状ボランティアで日本語を指導している人たちにも活用していただけるよう、現場Can doを自分たちで作るときのコツのような情報も併せて掲載していくことが必要だと感じています。

というのは、例えば、Can doというのは「～することができる」と書くことはよく知られています。一方で誤解されていたり、一人歩きしている部分もあつたりします。例えば「数字を数えることができ

る」とか、「漢字を書くことができる」ということも、Can doに当たるのでは考えている人がいます。その辺りも含めて、リストだけではなく、Can doが何かを分かりやすく伝えていく、そして使い方や作り方も含め、提案できるようにしていけるといいのではないかと思います。

北村日本語教育専門職

事務局から今のヤン委員の御発言に情報提供させていただきたいと思います。先生方にお配りしております「日本語教育の参照枠」一次報告（案）ですが、こちらの62ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの「7.教師のための支援」、「8.学習者のための支援ツール」を通じて、利用の方法や活用の事例として示す予定です。これまでは「標準的なカリキュラム案」（5点セット）の中に、ガイドブックや教材例集等を含んでいましたが、今回、「日本語教育の参照枠」一次報告案が示されたことを受けて、使い方を示すものについても、「日本語教育の参照枠」と連携し何らかの形で提供していけたらと考えています。

仙田委員

二つ目の丸のところに書かれている「在留外国人の定住化の傾向を踏まえ」ということに関してなのですが、参考資料3「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案について「概要」にも記載がありますように、「標準的なカリキュラム案」というのは、この参考資料3で言うと、(2)内容の二つ目の丸にあるように、来日間もない外国人を対象に考えられていたものだと思うのですが、今回、この二つ目の課題に挙げられている「定住化の傾向を踏まえ」ということを捉えますと、今回の改定に当たって、ある程度この対象として想定する外国の方たち、その人たちがいる期間をある程度長くにとっていくという理解でよろしいでしょうか。お願いします。

北村日本語教育専門職

はい、そのように御理解いただいて結構です。

仙田委員

そうすると、「この定住化の傾向を踏まえ」ということでも当然示してあるとは言えるかもしれないのですが、もともとのカリキュラム案が「来日間もない」という言葉が入っておりますので、少しその辺りの記述を、もう少し何か加えてあると、よりユーザーの方にも、このカリキュラム案がどういう人たちを想定しているのかということが分かりやすくなるのではないかと思います。

北村日本語教育専門職

ありがとうございます。承知いたしました。

戸田座長

仙田委員の御発言に関して少し伺いたいのですが、今の「定住化を踏まえて」ということのほかに、現行の標準的なカリキュラム案にありますように、「来日間もない」方々への対応というものも含んだ上で、更にということでもよろしいでしょうか。

北村日本語教育専門職

はい、そのとおりでございます。少し補足をいたします。参考資料3「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案について「概要」を御覧ください。最後のページに「生活上の行為の分類一覧」という表が1ページに大きく印刷されたものがあります。こちらは、生活上の行為の事例、「標準的なカリキュラム案」で121あります。これは、来日間もない外国人にとって必要だと思われるものを121選んでいただいたわけですが、その元となった生活上の行為の事例はさらにたく

さんありまして、分野も多岐にわたっております。

選び出されたカリキュラム案の中には、「子育て・教育を行う」「働く」がありませんが、大元というか、選び出す前の元の事例の中には入っておりますし、選び出されている大分類の中でも、小分類レベルでは選び出されなかったものもかなりありますので、そういったものも調査研究の中で参照することによって、来日間もない外国人の事例も含み、そして、その後、長期滞在者を想定した生活上の行為の事例もその中から選び出すことが可能なのではないかと考えております。また、それでも含まないものについては、文献調査や実態調査によって補足をしていきたいと考えているところです。

戸田座長

分かりました。次に、同じく資料4の3.検討事項について御意見をいただきたいと思えます。現状の案では大きく四つの柱が示されています。どうぞ御意見をお願いいたします。松岡委員、お願いいたします。

松岡委員

検討事項の(1)のところに黒丸が二つあるのですが、下の方の「自立した言語使用者に相当するレベルの検討」というのが、自立してあるというのは、これは、今までの生活者のカリキュラムというのが初級だけで終わっていたから、あえて出したということでしょうか。

北村日本語教育専門職

御質問ありがとうございます。6月に国が示しました閣議決定の基本方針の中に「自立した言語使用者」という言葉が含まれているということもありますし、それを踏まえて、生活上の行為の事例として、特にレベル分類をされたものを見ますと、A1やA2が多く、「自立した言語使用者」を目指していく人たちが学ぶレベルが少ないということから、あえてここに入れさせていただきました。

松岡委員

「日本語教育の参照枠」のB1、B2相当までを検討の対象に入れるという理解でよろしいですか。

北村日本語教育専門職

はい、そのように認識しております。この件については、日本語教育専門職の松井より補足をさせていただきます。

松井日本語教育専門職

「自立した言語使用者」に関して御説明をさせていただきます。国の基本方針においても、「自立した言語使用者」という文言が盛り込まれ、おおむねそのレベルまでの日本語教育を実施していくということが決まりました。その中で、御存じのとおり、CEFRの尺度で言いますと、「自立した言語使用者」というのは、Bレベルに当たるかと思えます。

移民に対する言語教育については、一般的にはB1まで行うということが多いですので、「自立した言語使用者」というBのレベルの、具体的にどこのレベルのCan doまで作っていくのかということについても御検討いただければと思っております。

松岡委員

(2)に「子育て・教育」、それから「働く」ということを追加事項として挙げられていますが、この「働く」に生活者として働くということを取り上げるのは、どういう内容を具体的に想定していらっしゃるのか教えてください。

北村日本語教育専門職

参考資料3「「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案について 概要」の最後のページの分類一覧を御覧ください。こちらの大分類の6番に当たる「働く」の部分が、現状の標準的なカリキュラム案の項目、選び出されたものの元の項目には入っているわけですが、ここの小分類を御覧いただくと、生活者としての外国人と、その対象が働くということを想定した日本語を学ぶ際の生活上の行為がお分かりいただけると思います。

具体的に申し上げますと、就職活動をする、労働条件について理解する、職場の安全を確保する、事務機器を利用する、職場の人間関係を円滑にするといったものが含まれております。

松岡委員

はい、分かりました。

戸田座長

松岡委員、よろしいですか。では、石井委員、お願いします。

石井委員

ここで意見を述べるべきことか、悩んでいることであるのですが、こういう生活の中で必要である行為を言語化するというのを考えたときに、今これは学習者の側、日本語がネイティブでない人たちが日本語をどううまく使っていくかというリストになっていると思います。私自身、最近、色々な地域・現場に伺うときに感じるのですが、問題は、ノンネイティブの人たちがどれだけ日本語を学んだかよりも、むしろ日本人側に全く配慮がなく、例えば、乱暴な言葉で指示をするなど、日本人側のノンネイティブの相手に対する意識や配慮にあるように感じる場合があります。

前提として、日本語話者が相手に分かってもらおうと言葉を使っているということを少なくともどこには明記したいと思います。ここ以外にそういうことを書けるところというのがないのではないかという印象もあるので、あえて今申し上げました。

当然、コミュニケーションは双方向のもので、ネイティブ、ノンネイティブ両方の側が関わるということを前提に作っているものでもありますが、現実を考えたときに、日本語を学んでいる側の到達レベルに関する要求ばかりをこういう形で示していただくだけではなく、同時に、常に日本語母語の側がどのような態度で、どういった心持ちでコミュニケーションをもっていくのかということをしつこいぐらいに、書き加えていくべきではないかと私は思います。

戸田座長

石井委員、ありがとうございます。仙田委員、どうぞ。

仙田委員

私も石井委員の御意見には全く同意しております。なかなか、それをどこで発信していけばいいかというのは難しいですが、カリキュラム案の改定の際に、そのことがどこかに書けるのであれば、扱っていただけるといいと思います。

松井日本語教育専門職

事務局から発言させていただきます。石井委員がおっしゃることはそのとおりで、いつも頑張るのは外国人、もしくは日本語学習者という、そういう環境をどのように変えていくかということは、我々の大きな責任であり、課題であると認識しております。

その問題に関しては、日本語教育の参照枠の冊子の15ページと16ページに僅かではありますが、

言及されております。16ページの図4に、A2の2のやり取りのCan doに、「時々、繰り返しや言い換えを求めることが許されるなら、自分に向けられた身近な事柄について、はっきりとした標準語での話は大抵理解できる」というCan doを掲載させていただいております。時々繰り返しや言い換えを求めることが許される環境というものを、日本語教育の中、一般の社会生活の中においても、そういう事が気軽にできる、自由にできるような環境を築いていかないといけないと思っております。

Can doの中にも、お互いの歩み寄りによって遂行できる言語行動、課題というものがあろうかと思っております。この例のように、やり取りの相手が発言内容を繰り返したり、言い換えたりする中で達成できるようなコミュニケーションの在り方をCan doの中にも盛り込んでいければと思っております。石井委員が御指摘された事項に関しては、日本語教育小委員会における「日本語教育の参照枠」に関する審議の中でより深めていくということが一つの方針でございます。本ワーキンググループに関しては、そのような議論を受けてCan doの記述の中にどのように盛り込んでいけるかということについて、審議いただければと思っております。

さらに、意見募集の中でも同じような意見を多々頂いております。多文化共生社会に向けて外国人と接する一般の日本人にも日本語教育の参照枠の内容を分かりやすく示し、外国人の日本語能力について理解を深めることも重要であるということが示されておりますので、その記述を更に深めて、この「日本語教育の参照枠」というものが日本語を勉強する人、教える人のものだけではないということを書き込んでいけたらと思っております。

戸田座長

それでは、仙田委員、御質問がとおりということで、よろしくお願いたします。

仙田委員

検討事項(2)のところですが、現行の生活上の行為の事例が見直しとなりますが、今回の検討は、先ほどの参考資料3「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案について 概要」の最後でいう、この範囲の中で行っていくということでしょうか。それとも、ここには含まれていない、ここからはみ出すものも検討していくという可能性があるでしょうか。

北村日本語教育専門職

事務局からお答えをいたします。はみ出すものを含むかということですが、含むと考えております。資料5「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する調査研究概要(案)」を御覧ください。こちらの、まず、丸の三つ目、内容の(1)を御覧ください。こちらでまず、現行のもの精査を行います。ここで、現行のもの、あと、標準的なカリキュラム案Can doの中身、そして、生活上の行為の分類一覧の広い、たくさん選出されなかったものを含む分類の中も照らしまして、足りないものをまずは選出します。それは、範囲の中ということになりますが、範囲の外のものについては、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育の先行研究を分析することによって洗い出したいと考えておりますし、実際の「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育現場への調査を踏まえても、洗い出したいと考えております。ですので、現行のものの中に含まれていないものについても、二つの調査を経て盛り込んでいきたいと考えておるところです。

仙田委員

ありがとうございます。課題のところにも社会状況の変化ということが書いてあって、当時は想定できなかったようないろいろなことも今、社会の中で起きていると思っておりますし、例えば、外国の方の滞在が長期化して高齢化とか介護とか、そういったような新たなことも出てくるとすると、そういったこともひょっとしたら検討していかないといけないのかなと思っておりましたので、今おっしゃった先行研究、それから、現場調査でその辺りを充実させていくということは、とてもいいことだと思いまし



た。ありがとうございます。

戸田座長

ありがとうございました。ヤン委員，お願いいたします。

ヤン委員

今の検討事項の(3)について質問させてください。学習項目の要素について，今，「標準的なカリキュラム案」の中では，事例に対して能力記述から4技能まで挙げられているのですが，この見直しと書かれていますが，これは何かを追加するという意味合いでしょうか。それとも，そもそもこの項目をこれからも示していくことを意味した見直しでしょうか。

北村日本語教育専門職

事務局よりお答えいたします。学習項目の要素についてですが，ここも，現場からは必要な項目が，挙げてある項目の中で不必要なものもあるのではないかなという意見，過不足についても現場から聞こえておりますので，取舍選択するという可能性を想定しております。ただ，この辺りは，調査研究でも現場の意見を聞きたいと思っておりますし，委員方にも，この調査研究の過程にはフィードバックをしながら，調査研究を進めていきたいと考えておりますので，その過程で御検討いただきたい項目の一つです。

ヤン委員

現状ですと，新しく生活上の行為が加われば，これもまた増えていくと思うのですが，事例に対しての能力記述以降の部分全て，一応，例ですよ。例えば，「宅急便を利用する」といったところで，「宅急便を受け取る」の中の能力記述が「配達の人とやり取りができる」とか「荷物の送り主の名前を確認できる」とかから，具体的に「本人が配達の人とやり取りをする」という例が挙がっていて，それに対して機能とか文法とか語彙というのが格付けがされているのですが，このやり方をそのまま踏襲していくことは，私は，例なのにこれが全てのように見られるというのが心配だったので，そもそもこれをずっと表示するということなのかが気になっています。

また，機能というところが注目要求，情報要求，情報提供，単独行為要求のような，いわゆる研究レベルで使われている用語だと思います。一般の人が見たときに，これはやり取りの例の会話のタグですね。難しい用語にする必要がないので，見直しが必要ではないかと思いました。

北村日本語教育専門職

我々もそのようなお声を聞いておりますし，この辺りも，現場の使いやすさも考慮しつつ検討したいと思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

松岡委員

このカリキュラム，実際はかなり知識のある方，経験のある方でないと現場で使うことは難し過ぎると思うのです。それで，なかなか普及していないのかなというのもあると思うのですが，カリキュラムってそもそも何を書くものなのかというところの検討をちゃんとしておかないと，調査にしても，こちらの検討にしても，時間の無駄になってしまうことが予想されるのです。あんまり集まる回数もないと思うので，文化庁の方に今寄せられているそういう課題みたいなことを少し，今，お示していただいている課題よりもう少し具体的な課題について，我々に資料を提供していただけるとありがたいのですが，それは可能でしょうか。

北村日本語教育専門職

こちらに寄せられている意見については、取りまとめて御提供することは可能です。

松岡委員

是非よろしくお願いします。

ヤン委員

松岡委員の御意見にとても共感しています。「カリキュラム案」という名前に誤解があるのです。教育のカリキュラムではないはずで、あくまで学習項目のリストですよね。それを各地の現場で取捨選択して使えるものという意味合いであれば、受け取る側もそんなに構えないような気がします。

北村日本語教育専門職

ありがとうございます。名称についても見直しの範囲と我々も捉えております。使い方についても、参照枠の方で支援ツールを作っていく計画がありますので、目配せしながら進めていきたいと思っております。

戸田座長

よろしくお願いします。ほかに御意見、全体的なことについて、ありましたらお願いいたします。

松岡委員

5点セットが5点もあるがゆえに何をどう使っていいのか迷うということをよく聞きます。5番にある想定される成果物で、1番と2番の違いが現場の人には分かりにくいのではないのでしょうか。Can doが提示されて、更にカリキュラムがあるというのは、一体この二つはどのような関係なのか、どのように使ったらいいのかが分かりにくいと思うので、現場寄りのものにしていただきたいというのが一点、方向性のお願いです。

それから、先ほど石井委員からありました日本人側の問題ですが、これはC E F Rの改定版にも触れていたと思います。「仲介」という新たな項目が入っていると思うのですが、それに当たる部分になると思いますので、日本人に限らず、こういうレベルの人にはこういう「仲介」の要素が必要ですよということを一言、それぞれの項目にもし書けるのであれば、付け足すという形にすると、日本人もイメージがしやすいと思うので、成果物として御検討いただきたいと思います。

戸田座長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

北村日本語教育専門職

我々もその観点、大変重要と考えておりますので、御意見として承り、検討の項目の一つとして加えていきたいと思っております。

戸田座長

私から質問をさせていただきたいのですが、標準的なカリキュラム案Can doの一覧の試案が示されています。その試案の「読むこと」を読みますと、この中には、文字の扱い、漢字をどういうふうに扱うのかという、例えばパッケージに書かれていることですか、テレビのテロップや文字情報を捉えてというようなCan doが示されていますが、この漢字の扱いについてはどのようにお考えなのか。「日本語教育の参照枠」一次報告の案の中でも、それをどう扱うのかということが書かれていますが、それについてはいかがでしょうか。

松井日本語教育専門職

事務局からお答えいたします。漢字の扱いに関しましては、戸田座長の御指摘のとおりで、大きな問題であると認識しております。漢字を参照枠においてどのように扱うかに関しては、今年度、調査研究委員会を別途設けまして検討を進めていくことになっております。したがって、その成果を生かした検討に関しては、来年度以降の課題になろうかと思えます。つきましては、今年度に関しては、漢字について具体的な方針はまだ示すことができませんので、これまでの一般的なCan do（言語能力記述文）の作成手順に従った形での審議をいただければと思います。その中で、漢字についての何か新しい御知見、御意見等があればお伺いして、今年度の別途の調査研究の成果の方にも生かしていきたいと思えますので、積極的な御提言等、御指摘をお願いしたいと思います。

戸田座長

皆様、ありがとうございました。活発な御意見をいただきまして、大変示唆が得られたと思えます。それでは、次の議事に移ります。その他ですが、事務局から資料の御説明をお願いします。

津田室長補佐

事務局より参考資料5「日本語教育関係の閣議決定等（抜粋）」の説明をさせていただきます。こちらは文化庁の施策のみを抜粋したものです。日本語教育行政は大きく動いていまして、関係閣僚会議の決定と閣議決定の案件が6月、7月と、一つずつあります。

まず、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策ですが、こちらは令和元年12月に決定されたもので、令和2年度7月に関係閣僚会議で改定されております。外国人材を円滑かつ適正に受け入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、政府全体で目指す方向性や関連施策をまとめたものになります。3の生活者としての外国人に対する支援のところに、文化庁の施策が書かれております。

丸の一つ目です。「共生社会の実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するため、やさしい日本語の活用に関するガイドラインを策定する。そのガイドラインに基づき地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報などの実施を行う」とありますが、こちらは法務省と文化庁の共同で取り組んでいるものです。

続きまして、丸の二つ目ですが、本日御議論いただいております「標準的カリキュラム案」を活用した一定水準を満たした日本語学習の機会が外国人に行き渡ることを目指し、地方公共団体が地域の実情を踏まえて取り込めるように、地域における日本教育を推進する。その中で、地方公共団体が関係機関と連携し、日本語教育環境を強化するための補助事業、総合的な体制づくりを着実に推進する。あと、日本語教育推進に関して国の基本方針がまとまりまして、それを参酌して、地方公共団体が基本的な方針を作ることにこれからなっていくしますので、その地方自治体の基本方針の作成を促すということが書かれています。

下の丸三つ目ですが、日本語教育空白地域の解消の推進のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣とともに、日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、生活の場面に応じた日本語を自習できるICT教材、総合的対応策では14言語となっておりますが、そのICT教材を開発し、順次公開をしていくということになっております。

次のページですが、丸の一つ目が、今日の議論も出てきましたが、「ヨーロッパ言語共通参照枠」を参考にした「日本語教育の参照枠」や、日本語能力の判定基準について検討、作成するという事です。

丸の二つ目です。国語分科会で31年3月に、日本語教育人材の養成研修の在り方の報告を示していただきました。それを踏まえて、地域日本語コーディネーターなどの人材の養成のためのプログラムの充実・普及を一層推進するという事を掲げております。

丸三つ目ですが、こちら国語分科会で令和2年3月10日に出していただいた報告書を踏まえて、日本語教師の資質能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度を整備することによ

り、日本語教育の質の向上を図るとしております。

最後、丸の一番下ですが、日本語教育推進法では、附則第2条で検討という項目があります。それに基づいたものですが、日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備について検討を行い、検討結果に基づいて必要な措置を講ずるとなっております。以上が総合的対応策に係るものです。

次のページは日本語教育推進法に基づく国の基本方針の閣議決定が6月に行われ、おおむね5年間を見越した国の日本語教育に関する方針となっております。基本方針では、日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項と、日本語教育の推進の内容に関する事項の二つを定めております。第2章がその内容に関する事項です。4の教育課程の編成に係る指針の策定の中で、具体的施策として、今日このワーキングでも議論になっておりましたが、日本語教育の参照枠を国語分科会において引き続き検討、作成するとあり、標準的なカリキュラム案について、国語分科会において検証を行い、改定を行うということとなっております。

文化庁としては、こちらの二つの決定に基づいて施策を着実に進めていきたいと考えているところです。

戸田座長

ありがとうございました。時間となりましたので、本日のワーキンググループはここまでとしたいと思います。今後の予定について、事務局からお願いいたします。

北村日本語教育専門職

本日はありがとうございました。本日の御意見を踏まえまして、調査研究に取りかかります。本ワーキンググループの先生方におかれましては、この調査研究に当たっても、今後とも御意見いただきますようお願い申し上げます。

今回のワーキンググループ会議ですが、本会議の冒頭で御説明しましたように、年度末に調査研究の中間報告という形になるかと思っておりますが、実施したいと思っております。こちらについては、現在日程調整中となっておりますので、こちらにも、先生方、御協力いただきますようお願いいたします。

以上となります。

戸田座長

これで第1回「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」改定に関するワーキンググループの会議を閉会といたします。皆様ありがとうございました。

了